

議案第13号

飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

新型コロナウイルスワクチン接種手当の創設並びに獣医師手当及び人工授精取扱手当の見直しに伴う改正

飛驒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 飛驒市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年飛驒市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種手当

第14条を第15条とする。

第13条中「及び第6号」を「、第6号及び第11号」に改め、同条を第14条とする。

第12条の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルスワクチン接種手当）

第13条 新型コロナウイルスワクチン接種手当は、職員が夜間又は休日に市が実施する新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種業務（以下「新型コロナワクチン接種業務」という。）に従事したときに支給する。

2 新型コロナウイルスワクチン接種手当の額は、新型コロナワクチン接種業務に従事した時間1時間につき20,000円を超えない範囲で市長が定める。

第2条 飛驒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項を次のように改める。

2 人工授精取扱手当の額は、勤務1回につき300円を超えない範囲で市長が定める。

第14条中「第5号、第6号及び」を削る。

附 則

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日か

ら施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の飛驒市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和4年3月1日から適用する。

(第1条) 飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (種類) 第2条 略 (1)~(10) 略</p> <hr/> <p>第3条~第12条 略</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(時間外勤務手当との関連)</p> <p>第13条 時間外勤務手当は、第2条第5号及び第6号に規定する手当の額に含まれるものとする。ただし、市長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第14条 略 以下 略</p>	<p>第1条 略 (種類) 第2条 略 (1)~(10) 略 <u>(11) 新型コロナウイルスワクチン接種手当</u></p> <p>第3条~第12条 略 <u>(新型コロナウイルスワクチン接種手当)</u></p> <p>第13条 <u>新型コロナウイルスワクチン接種手当は、職員が夜間又は休日に市が実施する新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種業務(以下「新型コロナワクチン接種業務」という。)に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2 新型コロナウイルスワクチン接種手当の額は、新型コロナワクチン接種業務に従事した時間1時間につき20,000円を超えない範囲で市長が定める。</u></p> <p>(時間外勤務手当との関連)</p> <p>第14条 時間外勤務手当は、第2条第5号、<u>第6号及び第11号</u>に規定する手当の額に含まれるものとする。ただし、市長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第15条 略 以下 略</p>

(第2条) 飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第7条 略 (人工授精取扱手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 <u>人工授精取扱手当の1月につき8,000円を超えない範囲で市長が定める。</u></p> <p>第9条～第13条 略 (時間外勤務手当との関連)</p> <p>第14条 時間外勤務手当は、<u>第2条第5号、第6号及び第11号</u>に規定する手当の額に含まれるものとする。ただし、市長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第7条 略 (人工授精取扱手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 <u>人工授精取扱手当の額は、勤務1回につき300円を超えない範囲で市長が定める。</u></p> <p>第9条～第13条 略 (時間外勤務手当との関連)</p> <p>第14条 時間外勤務手当は、第2条_____第11号に規定する手当の額に含まれるものとする。ただし、市長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>以下 略</p>

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	新型コロナウイルスワクチン接種手当の創設並びに獣医師手当及び人工授精取扱手当の見直しに伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【改正の内容】</p> <p>〔第1条〕</p> <p>(1) 新型コロナウイルスワクチン接種手当の創設に伴う改正</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、3回目のワクチン接種を迅速に進めるため、休日等においてワクチン接種を行った場合に、その接種業務に従事した職員に対して支給する手当を創設する。</p> <p>支給額については、過去に行われた大規模接種や職域接種の際に、接種業務に従事した医療従事者等に実際に支払われた1時間当たりの報酬額との均衡を考慮した額とし、時間外勤務手当との併給は行わない。</p> <p>(職種別支給額の詳細は別途施行規則で定める。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療職給料表(一)の適用を受ける職員 20,000円 ・医療職給料表(二)及び同表(三)の適用を受ける職員 9,000円 <p>(改正後の第2条、第13条及び第14条関係)</p> <p>〔第2条〕</p> <p>(2) 獣医師手当及び人工授精取扱手当の見直しに伴う改正</p> <p>① 獣医師手当に係る時間外勤務手当取扱いの見直し</p> <p>毎年約1,000人に上る獣医師科卒業生のうち、市町村に就業する者の割合が全体の0.2%にとどまっている中、獣医師の確保に向けた処遇の改善を図るため、時間外勤務手当を獣医師手当に含むとしていた規定を削除し、獣医師手当とは別に時間外勤務手当を支給するよう改める。</p> <p>② 人工授精取扱手当及び同手当に係る時間外勤務手当の見直し</p>

	<p>月額8,000円としていた人工授精取扱手当について、業務実績による支給に改めるべきとの国からの助言に基づき、作業従事1回あたり300円に改めるとともに、当該作業における時間外勤務手当を併せて支給するよう改める。</p> <p>(第8条及び第14条関係)</p>
市民への影響等	<p>[第1条] 参考：1日当たりワクチン接種見込み 約450人</p> <p>[第2条] 市民への影響は特になし</p>
施行日	<p>[第1条] 公布の日（適用日：令和4年3月1日）</p> <p>[第2条] 令和4年4月1日</p>
備考	